

改正概要説明書	
国名： アルゼンチン	法令名： 特許法
改正情報： 政令 No. 27/2018 により 2018 年 1 月 11 日改正	
改正概要：	
<p><b>1. 優先権関連規定の変更</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優先権主張時を「特許出願の提出時」と明確化し、優先権書類のスペイン語翻訳文提出義務を、規定上、特許局の要求があれば提出すればよいものと変更した。また、優先権譲渡証の提出義務を追加した（第 14 条）。</li> </ul>	
<p><b>2. 必要書類・提出時期の改定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出願に必要な書類のうち、手数料支払証明、譲渡証、及び優先権証明書を削除した。また、書類提出期限につき、出願日から 90 日以内を 30 日以内に短縮した（第 19 条）。</li> </ul>	
<p><b>3. 出願変更可能時期の短縮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特許出願と実用新案出願相互間の出願変更ができる時期につき、出願日後又は特許局の要求日から 90 日以内を 30 日以内に短縮した(第 23 条)。</li> </ul>	
<p><b>4. 予備審査の応答期限の短縮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出願の方式事項についての予備審査において不備があった場合の訂正要求等に対する出願人の応答期限を、改正前の 180 日以内から 30 日以内に短縮した(第 24 条)。</li> </ul>	
<p><b>5. 実体審査請求手数料納付期限の短縮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実体審査請求手数料の納付期限につき、出願日から 3 年を出願日から 18 月以内に短縮した(第 27 条)。</li> </ul>	
<p><b>6. 特許付与の公告方法の変更</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特許付与の公告方法は、改正前は公報を発行して行うものとされており、公告事項も法定されていたが、ウェブサイトを通じた公告に変更し、公告事項も規則に委ねる変更をした（第 32 条）。</li> </ul>	
<p><b>7. 追加特許の要件の変更</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・追加特許の対象として改正前は発見が含まれていたが、これを削除した（第 51 条）。</li> </ul>	
<p><b>8. 実用新案付与後の手続等の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実用新案の登録要件を具備する出願は公告され、公告後 30 日以内に何人も異議を申し立てることができ、特許局は異議を審査する旨の規定、異議理由がない場合に実用新案証を発行する旨の規定、及び、実用新案審査手数料を出願後 3 ヶ月以内に納付しない場合は出願をみなし放棄する旨の規定をそれぞれ追加した（第 57 条）。</li> </ul>	

## 9. 出願人の代理の規定の整備

・出願人の代理について、改正前には委任状の提出期限を定めていなかったが、改正により、代理は宣誓供述書の形式によって行われ、特許局が証明書を要求できる旨を規定した。また、代理業を営む者の身分を出願日から 40 日以内に証明できない場合は代理資格の無効を宣言する旨を規定した（第 68 条）。

## 10. 国家工業所有権機関の長官・副長官の任命等の規定の新設・改正前の国家工業所有権機関は 3 名の委員で構成される旨の規定を変更し、改正法は、国家行政政府は国家工業所有権機関の長官及び副長官を任命する旨、長官・副長官の権限と身分保障の規定を設けた（第 91 条）。

## 11. 国家工業所有権機関の機能の規定の追加

・国家工業所有権機関の機能として、手続手数料の設定、改正及び廃止の機能、手続の円滑化を図る機能、並びに手続の手段の更新と登録手続の簡略化の機能を新設した（第 92 条）。

### 改正内容：

#### ・第 14 条

優先権の主張時期を「特許出願において」から「特許出願の提出時に」へ変更、及び提出された優先権書類がスペイン語でない場合、特許局は、実体審査段階において、スペイン語翻訳の提出を請求できると規定した。また、優先権の譲渡書類を提出する規定が追加された(i)。

#### ・第 19 条

特許取得に必要な提出書類の変更。提出書類の提出期限の変更(出願後 30 日以内)。

#### ・第 23 条

特許出願の実用新案出願への変更(この逆も含む)に関して変更手続の期限(出願日後 30 日以内又は特許局による変更要求日後 30 日以内)を変更。

#### ・第 24 条

出願の予備審査において、特許局より要求された不備の訂正、情報追加に対する提出期限の変更。

#### ・第 27 条

出願人の実体審査手数料の納付期限の変更。

#### ・第 32 条

特許付与の公告手段の変更。

・第 51 条

追加特許の対象の変更。

・第 57 条

実用新案の実体審査後における公告，公告後 30 日以内の異議申立の提出，異議不成立の場合の実用新案証の発行に関して改正。また，実体審査手数料の納付期限規定(出願後 3 月以内)が追加された。

・第 68 条

出願において要求される代理宣言は，宣誓供述書の形態を取らなければならないこと，当該宣言が適正と見做された場合，特許局は身分証明書類を要求することができるとする改正，及び代理人が代理事業の経営者身分の場合の規定が追加された。

・第 91 条

国家工業所有権機関の管理運営に当たる庁長官および副長官に関する規定が新設された。

・第 92 条

国家工業所有権機関の機能について，変更(d)及び追加(k)があった。